

関係施設 管理者 各位

横浜市健康福祉局高齢施設整備担当課長

令和 7 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（一次協議分）に係る事前エントリーについて

日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業等に係る一次協議の案内が厚生労働省よりありました。このため、当該補助事業に係る事前エントリーの受付を行います。

### 1 対象事業及び対象施設について

対象事業	対象施設
(1) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	特別養護老人ホーム（併設ショートステイ分を除く）、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院
(2) 高齢者施設等の給水設備整備事業	特別養護老人ホーム（併設ショートステイ分を除く）、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院
《(1)、(2)留意事項》 以下の要件を全て満たす場合に補助対象となります。 ① 専ら非常時に用いる設備とし、設置に当たり施設に付帯する <u>工事を伴うもの（購入のみは対象外）</u> ② 電気・ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、 <u>発災後 72 時間以上の事業継続が可能となる設備であるもの</u> ③ 設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けない場所とするよう努めること ④ 設置した非常用自家発電設備及び給水設備の耐震性が確保されているか留意すること。（耐震性が確保されていることを示す書類の提示を求めることがあります。）	
(3) 高齢者施設等の水害対策強化事業 ※原則、災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する施設が対象。	特別養護老人ホーム（併設ショートステイ分を除く）、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院
(4) 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院、有料老人ホーム、老人短期入所施設
《(4)留意事項》 ①施設の構造や立地等により、十分な換気が行えない場合に、感染症対策等として有効な換気を定期的に行うことができる換気設備を設置するものが対象です。現に通常の換気（窓を開ける、換気扇を回す等）を行うことができる場合には補助対象外となります。 ②補助対象は「居室」に限ります。	
(5) 既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業	有料老人ホーム

(6) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業	地域密着型特別養護老人ホーム(併設ショートステイ分を除く)、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院
(7) 社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修支援事業	特別養護老人ホーム(併設ショートステイ分を除く)、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院

※各事業の詳細は、別紙資料等をご確認ください。有料老人ホームには、サービス付き高齢者向け住宅のうち有料老人ホーム該当住宅を含みます。

「ブロック塀等改修整備」について、横浜市では令和元年度に、改善が必要な全ての市内介護施設等のブロック塀について改修を完了し、安全性に問題がないことを確認したため、令和2年度以降は事業を実施していません。

## 2 提出書類

- (1) 別紙「事前エントリー票」(事業ごとに分かれていますので該当するものを使用してください)
- (2) 補助対象面積確認シート
- (3) 面積按分をしたことがわかる資料(施設の面積表や平面図(専用面積、共用面積を色分けしたもの))
- (4) 平面図の写し(当該事業所全てのフロア(階)の分)
- (5) 位置図(最寄り駅や公園などの目標物が入り、施設の位置を記した地図)の写し
- (6) 写真(現況及び改修箇所が分かるもの ※設置位置等を丸などで囲んで図示)
- (7) 見積書(工事請負業者) 民間2社以上。必ず1社ごとの合計額が表記された見積書とし、また、消費税込みの額を表記(手書き可)してください。

## 3 提出期限

**令和7年4月9日(水)**

**※申請を希望する場合は、令和7年4月4日(金)までに必ずEメールで事前連絡をお願いします。**  
[kf-tokuyouseibi@city.yokohama.lg.jp](mailto:kf-tokuyouseibi@city.yokohama.lg.jp)

申請希望の連絡がありました施設様宛に、提出書類送付用の大容量ファイル転送サービスのURLを送付します。

## 4 提出方法

- (1) 提出書類を全て電子メールで提出してください。  
(エントリー表、面積確認シートはWord、Excelのままご提出ください)

《提出先》

<p>横浜市健康福祉局高齢施設課  「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」補助事業担当あて  メールアドレス：<a href="mailto:kf-tokuyouseibi@city.yokohama.lg.jp">kf-tokuyouseibi@city.yokohama.lg.jp</a></p> <p>または、3で横浜市より送付された大容量ファイル転送サービスを使用し送付ください。</p>
---

## 5 注意事項(別紙「事前エントリーに係る注意事項等について」も合わせてご確認ください。)

- (1) 本事業は、国(厚生労働省)の交付金を活用するため、国との協議の結果、当該補助事業に係る計画が採択されること等が条件となります。期限までに必要書類を提出された場合であっても、書類の提出をもって補助事業者としての選定を確約するものではありません。
- (2) 補助金交付の対象となるのは、令和8年3月末までに工事を完了することが可能な施設です。事業の繰越しはできません。

- (3) 事業着手は国からの内示後となります。
- (4) 令和6年4月1日より義務化された業務継続計画（BCP）及び既に義務化とされている非常災害対策計画の策定がない施設については原則補助対象外です。
- (5) 福祉避難所に指定されている施設は、採択において優先される旨の連絡を国から受けています。
- (6) 事前エントリー施設数が予算を大幅に超過した場合は、事業が実施できない場合があります。
- (7) 当該補助事業は、国（厚生労働省）の交付金を活用するため、ご提出いただいた事前エントリー票の情報や図面を国へ提出することがあります。あらかじめご了承ください。
- (8) 補助事業者として選定された後、補助金交付を受けるにあたっては、施工事業者を入札や見積り合わせで選定していただく等、本市所定の条件があります。
- (9) 消防用設備設置義務の判断など、消防関係法令に関するお問合せについては、事業所所在区の消防署へお願いします。
- (10) 提出書類の返却はいたしませんので、必ず作成者用の控えを作成してください。

次ページの

**事前エントリーに係る注意事項等についても必ずご確認ください。**

担当：健康福祉局高齢施設課施設整備係 矢田  
電話：671-4119

## 事前エントリーに係る注意事項等について

### 1 事業の実施可否について

通知文にも記載していますが、**本事業は、国(厚生労働省)の交付金を活用するため、国との協議の結果、当該補助事業に係る計画が採択されること等が条件となります。**また、事前エントリー事業所数が予算を超過した際は、事業の緊急性等を考慮の上、優先順位を付けさせていただきます。その結果、事業を実施できない場合もありますので、ご承知おきください。

### 2 見積合せ等について

(1) ご提出いただく見積書については、**原則、横浜市内事業者(※)**からのものとしてください。

市外事業者の見積書でご提出いただいた場合もエントリーは可能ですが、当該見積書で補助金の上限額等を国が決定します。**国からの内示後に契約事業者を決定する際、本事業は補助金を活用することから横浜市内事業者による見積合せ又は入札を実施していただきます。**工事金額が増額しても、上限額までのお支払いとなりますのでご了承ください。

※横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則第59号)第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登記されていない団体

(2) 予定価格が1,000万円未満の工事の場合は、2者以上の見積合せ、1,000万円以上の工事の場合は8者以上の指名競争入札または5者以上の見積合せにて、契約事業者の決定を行っていただきます。

(3) **非常用自家発電設置整備について**

自家発電設備の設置工事を行う工事業者には、建設業法による業種許可等の規制が課せられます。

そのため、500万円以上の自家発電設置整備工事は

**登録工種が【17:電気】または【21:機械器具設置】となりますので、必ずご確認ください。**

**(上記工種以外の業者による施行は認められません)**

### 3 補助対象経費等について

設計費、事前調査費、耐震診断費及び監理委託費等は補助対象外となります。また、既に着工している工事又は本市が補助事業者として選定する前に着工する予定の工事、建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的とする工事等も本事業の対象外となりますのでご承知おきください。

### 4 財産処分について

事業が採択された結果、当該補助金により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、補助金額の一部または全部の返還を求めることがあります。

### 5 抵当権設定について

国より、原則として、当該交付金の補助協議前に抵当権が設定されている場合は、利用者保護の観点から補助対象外とすると示されております。ただし状況に応じてはこの限りではありませんので、申請前に必ずご相談ください。